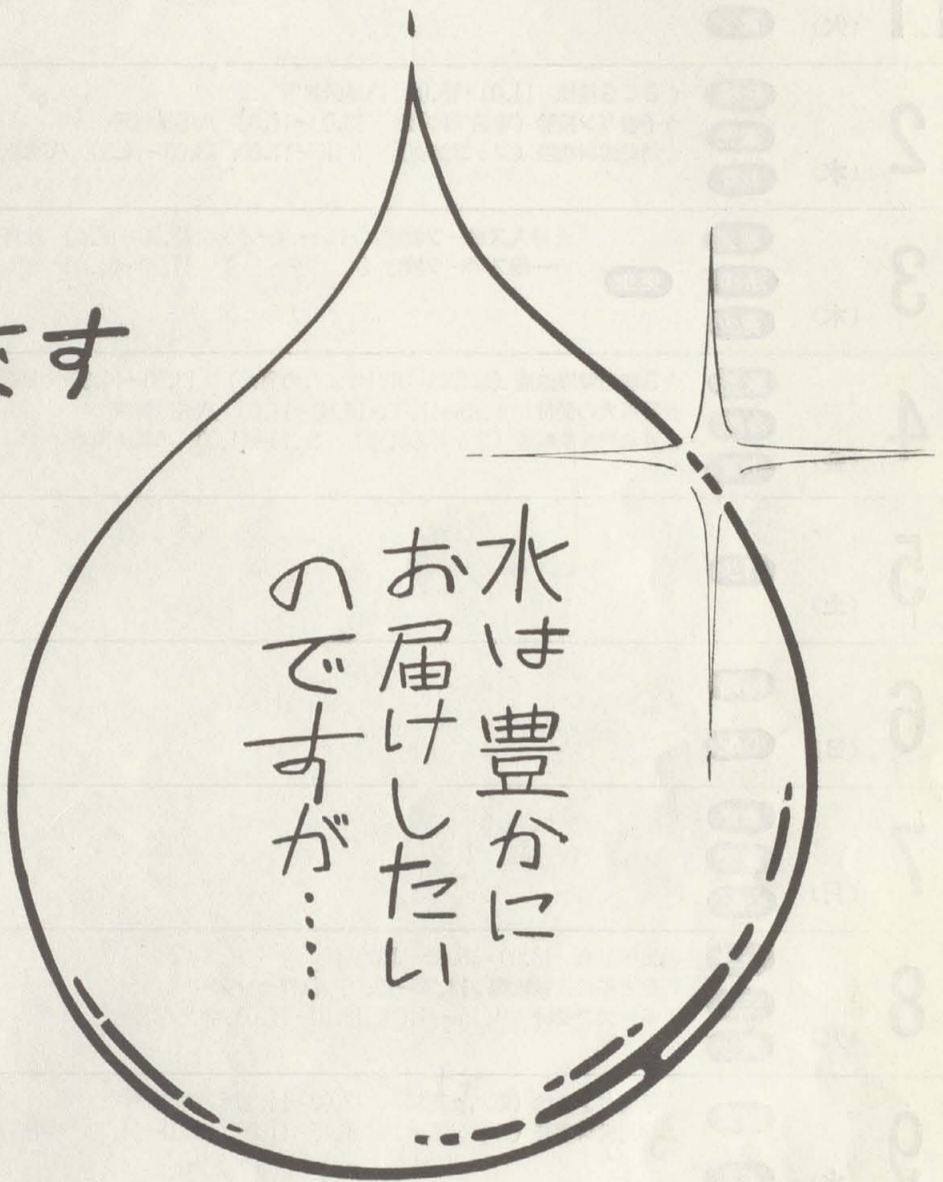


市の動き

水道財政が

ピンチです



水は豊かに
お届けしたい
のですが……

洗たく、炊事、そして飲用にと私たちの毎日の生活にかかすことのできないのが「水」です。市では昭和14年の給水開始以来34年にわたってみなさんにこの「水」をお届けしてきました。

この間、市の水道事業は順調に運営されてきましたが、昭和46年度に初めて、維持・管理費の増大、借入金の返さい額の累積のため赤字を計上するにいたりしました。その後、財政状態は悪化の一途をたどり、昭和47年度資金不足額3億1千万円余、48年度末には5億円余の資金不足が予想されるという深刻な事態に陥っています。

■水1㎡につき5円19銭の赤字です(47年度)

近年、人口の急増、産業の発展、それに生活水準の向上にともない水需要が飛躍的に伸びていることは先号でお知らせしたとおりです。この増大した水需要に対応するため、水道局では昭和25年の第1次から現在総工費22億4千万円をかけて行われている第4次までの拡張工事を行い、給水量の増大をはかってきました。

ところが、水道事業は独立採算制と呼ばれ水道使用料金がその唯一の財源となっており、税金は一切使われていません。従って、巨額の工事費をまかなうことは到底できず、浄水場などの施設の建設、配水管の敷設には金融機関などからの借入金があてられてきました。

しかしながら、この借入金の返さいも、結局は水道料金でまかなわなければなりません。しかも、物価高、人件費の上昇によって維持・管理費も大幅に増加しました。ところが、唯一の財源である水道料金は昭和40年の改定以来据え置きのままになっています。この結果、昭和46年度に初めての赤字を計上することになったわけです。

その後、財政状態は急激に悪化し、昭和47年度の決算では資金不足額3億1千万円余となり、水1㎡につき5円19銭の赤字を出したことになります。

■買入れ水、電力料金が値上がりします

みなさんが毎日使われている水道の86%が大坂府・大坂市からの買入れ水であること

は既にご存知のことと思います。このうち、大坂市は本年3月から56.25%の値上げを実施しています。さらに、買入れ水の大半を占める府営水道も先の9月府議会でも来年3月から23.1%の値上げを決定しました。また、関西電力でもさる9月末から大口電力料金を約40%引き上げています。

これらの値上げによって年間約1億5千万円の支出増が予想され、苦しい水道財政をさらに圧迫することになります。

■5年後の資金不足額は40億7千万円余にものぼります

水道局ではこの財政悪化に手をこまねいていたわけではありません。給水コスト引き下げのため経営改善を行い、人件費、物件費の節減につとめてきました。今後はさらに、水源の集中管理と廃止統合、長期隔月検針、漏水防止作業の重点実施などを行い、給水コスト引き下げ、能率的運営に努力します。

しかし、これらの対策によっても現状では①借入金の返さい額の累増②施設改良費の増加③買入れ水、電力料金の値上がり④人件費、物件費の増加などにはとても追いつくこ

とができません。

①～⑤の増加する勢は著しく、借入金の返さい額、支払利息にいたっては現行水道料金実施時の昭和40年度を100とすると、昭和47年度にはそれぞれ実に899、489という大幅な伸びを示していかからず。

この結果、48年度末には資金不足額約5億円余となり、5年後の昭和52年度末には40億7千万円余という巨額の資金不足をきたすことが予想されます。

■急がれる財政再建策

このような巨額の資金不足は水道事業の健全な運営に支障をきたすことは明らかです。より積極的に企業努力をし事態の好転をはかることは勿論ですが、以上のべてきたとおり現状では限界があることも事実です。

しかし、財政悪化を理由に事業を縮小、中止することは水道事業本来の使命にもとることになります。水道局では、何らかの方法で不足分を補い、収支の均衡をはかるべく対策を検討していますので、よろしくご協力ください。

やお市政だより

第494号

2

昭和48年12月5日

市の行事

12/11 (火)	交通 青少	☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所
12 (水)	結婚 家児 教育	☆BCG接種 14.00~15.00 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所
13 (木)	家児 法律 更生 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 /
14 (金)	家児 身障 教育	☆3歳児健康診査(昭和45年6月生まれの子) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(3ヶ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
15 (土)	青少	
16 (日)	結婚 心配	
17 (月)	教育 家児 心配	
18 (火)	行政 交通 青少	☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所
19 (水)	家児 教育	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所
20 (木)	家児 法律 職業 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00 /
21 (金)	家児 身障 教育	☆3歳児健康診査(昭和45年6月生まれの子) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(6ヶ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
22 (土)	青少	☆冬至
23 (日)		
24 (月)	教育 家児 法律 心配	☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所
25 (火)	交通 青少	☆クリスマス ☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所

《ゴミの減量化のお願い》

石油の危機が日本国内でも緊迫しています。

市の清掃事業所ではゴミ処理、し尿処理、火葬場などでは石油危機とはいえ、生活環境の保全のために1日も休むわけにはいきません。

この石油不足に対処するため、市民のみなさんに、特に「ゴミ」の減量運動にご協力をお願いいたします。

《警察署からのお願い》

今年もおしえてきました。110番のふえる時期ですがあまり急がない用件やいたずら電話で110番はバンクしかけてます。あまり急がない用件は警察署(電92-1234)へかけてください。またこどもさんのいたずら電話はすぐやめさせてください。

110番するときは次のことを守りましょう。

☆できるだけ早く110番を。

☆正しくかけましょう(赤電話はまず店の人に連絡し、カギで切りかえてもらってください)。

☆どんな事件がいつどこでどうなっているかを要領よくはっきりと。

☆あなたの住所、氏名、今使っている電話番号をはっきりと。

《通勤途上災害の保護制度》

労災保険法の一部が改正になり今年12月1日以降に発生した通勤途上での災害については業務上災害と同じように労災保険から給付されることになりました。手続きなどくわしいことは東大阪労働基準監督署(東大阪市若江西新門1-1-14 電06-723-3006)まで。

《年末調整の説明会》

年末調整を正しく行うための最終説明会が次のとおり行われます。

☆とき 12月21日 午後1時から ☆ところ 八尾商工会議所(本町2丁目) ☆講師 八尾税務署源泉担当官ほか

《身障》=身体障害者相談

《心配》=心配ごと相談

結婚 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で

家児 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で

青少 青少年受保護相談 9時~17時 教育センターで

交通 交通相談

法律 法律相談(当日予約制)

行政 行政相談 いずれも 13時~16時

市民相談室で

教育 教育相談

9時~ 教育相談室で

職業 高齢者職業相談 10時~15時

社会福祉会館で

《標語を募集します》

八尾市市民憲章推進協議会では「親切」「あたたかい心」をテーマにした標語を募集しています。

☆応募資格 市民または市内に通学、通勤している人

☆応募方法 官製ハガキ1枚1句(応募数の制限はありません)

☆募集期間 昭和48年12月1日から昭和49年1月31日まで

☆送り先 市役所内市民憲章推進協議会事務局(本町1-1-1) 小・中学生については学校単位でまとめて応募してください。

☆発表 来年4月下旬(予定) なお、入選者には賞状および賞品が贈られます。

《写真コンクール作品募集》

府では「私たちの大阪を再発見しよう」写真コンクールの作品を募集しています。

☆題材 「私たちの大阪を再発見しよう」(例)自然、風俗、まつり、行事、産業など

☆応募期限 2月28日(木)

☆賞 推薦1点 5万円 特選4点 1万円など55点

☆展示 3月25日から3月30日の間、府広報コーナーで展示

くわしくは府広報コーナーへ(電344-2861)。

《軟式庭球スポーツ教室》

大阪体育協会、市体育連盟では次のとおり軟式庭球スポーツ教室を開きます。

☆とき ○12月15日 △12月16日 ○昭和49年1月19日 △1月20日 ○1月26日 △1月27日 △2月3日 ○印は午後2時~4時、△印は午前10時~12時まで

☆ところ 市立教育センター内 体育館(清水町1丁目)

☆対象 市民および市内に通学、通勤している人

☆参加費 無料 ☆申し込み 当日会場で受け付けます。

《新しい行政相談委員さんをよろしく》

人口割による行政相談委員の増員で、11月から次の4名の方に新しく行政相談委員を担当していただくことになりましたので、よろしくお願ひします。

田中吉次郎氏(西山本町2-2-17 電22-4823) 鈴木武司氏(萱振町2-129 電22-7485) 阪田正利氏(本町3-11-3 電91-0897) 松島定次氏(弓削583 電49-6300)

従来からの委員さんとしては青木只雄氏(山本町北3-3-2 電22-6484)がおられます。

《着物着つけ教室》

婦人会館では1月から4ヶ月間着物着つけ教室を開きます。

☆とき 毎週月曜日

☆申し込み締め切り 12月22日まで

くわしいことは電22-6185まで。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL. 91-3881)

お知らせ

防犯のこと

■お互いに注意して歳末犯罪をなくしましょう

電91-3881 内線214

警察、防犯協議会では12月を「歳末の犯罪をなくす運動月間」と決めて年末の犯罪をなくす運動を実施します。市民のみなさんも次のことがらを守って年末の犯罪を追放しましょう。

☆錠前、金具、戸ピラを点検してこわれている部分を取りかえましょう。

☆銀行から大金を引き出して帰るときはすりやひったくりの被害にあわないようお金は肌身につけましょう。

☆未成年者が喫煙、飲酒、シンナー遊びをしているのを見たら「やめなさい」と愛の一声をかけましょう。

☆防犯灯の電球がつかないまま放ってあるところはないか調べましょう。

☆暴力をうけたとき、見かけたときはすぐ警察へ連絡しましょう。

納税のこと

■納税移動窓口車が次の各地区を回ります

電91-3881 内線263

固定資産税第3期分の納期限は、こん月25日です。

こん月も次の日程で移動窓口車が、各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますのでご利用ください。

12月18日(火) ○南陽温泉前 △日の出市場前 △ショッパーズ八尾前 19日(水) ○近鉄久宝寺口駅前 △高安市場前 △高安ストアー前 20日(木) ○下竹淵橋横 △DMストアー前 21日(金) ○波川神社前 △山本中央市場横

時間は、○印が午前10時～正午、△印が午後2時～4時です。

なお、48年度固定資産税納税通知書第3期分の移動窓口車出張日割表の一部に印刷の誤りがありましたので、次のとおり訂正し、おわびします。20日(木)日の出市場前→DMストアー前

人権週間のこと

■講演や映画会などが催されます

電91-3881 内線481

12月4日(火)から人権週間が始まりましたが、市でも人権尊重の決意を新たにするため次のような行事が行われます。

☆講演と映画会 12月5日(水)午後1時～市民ホールで(前号でお知らせしました日時、場所は上記に変更されましたのでご了承ください) 講演=「基本的人権と部落問題」奈良県同和教育研究会事務局長 佐々木一行氏 映画=「招かれざる客」

☆映画会 12月7日(金)午後6時半、8日(土)午後2時、午後6時半の3回 市民ホールで 映画=「狭山に黒い雨」

土地のこと

■土地の先買い制度が改正されました

電91-3881 内線587

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な公共用地を計画的に先行取得することを目的とした「公有地の拡大の推進に関する法律」がこのほど改正され、今年12月1日から施行されました。この改正によってこの法律に基づく「土地の先買い制度」は従来の市街化区域内から市街化調整区域を含む都市計画区域内に拡大され、適用されることになりました。

したがって土地所有者が次のような土地を有償で譲渡しようとするときは契約を結ぶ前にそのことを市に届け出る必要があります。

＜届け出が必要な土地＞

①道路、公園、学校など都市計画で決められた公共施設の予定区域を含む土地の場合は、300平方メートル(約91坪)以上の土地。

②前記以外の土地の場合は都市計画区域内で5,000平方メートル(約1,513坪)以上の土地、市街化区域内で2,000平方メートル以上の土地。

＜届け出を必要としない土地＞

前記の区分の面積に満たない土地、または知事が指定した土地区画整理事業以外の土地区画整理施行区域内の土地、国、府、市、土地開発公社などの公共的な法人に譲渡する土地、都市計画法による開発許可を受けた区域内の土地、農地を農地として譲渡する場合などは届け出をする必要はありません。

☆所有者の買い取りの申し出

土地所有者が都市計画区画内の300平方メートル以上の土地を府や市に買い取り希望を申し出ることができます。

☆届け出、申し出先

土地の所在する市役所へ届け出、申し出をしてください。(用紙は市開発部用地課にあります)

☆届け出、申し出をした後

土地所有者が市役所に届け出や申し出をされた日から3週間以内に「買い取りを希望します。または「買い取りを希望しません」という通知が届きます。

土地所有者はこの通知があるまでは土地を他人に譲渡できません。

また土地所有者が「買い取りを希望します」という通知を受けたときからさらに3週間はその土地を他人に譲渡できません。そしてその間に府や市などと土地の買い取りについて話し合いに応じていただくことになっています。

なお、土地の買い取りは強制的なものではありませんが、協議させていただくことについては正当な理由がなければ拒んではいけないことになっています。

その他くわしくは市開発部用地課(光南町1丁目、沼卵ビル内2階)までお問い合わせください。



幼稚園児のこと

■49年度市立幼稚園入園者を募集します

電91-3881 内線466

市教育委員会では来年度の市立幼稚園入園者を次のとおり募集します。

☆資格 小学校入学前1年の幼児で本人および保護者の住所が市内にあること(昭和43年4月2日から44年4月1日までに生まれた幼児)

☆願書の交付 昭和49年1月22日～25日の午後1時から4時まで各幼稚園。

☆願書の受付 49年1月28日～1月31日の午後1時から4時まで各幼稚園。

願書と同時に住民票(家族全員の写し)とハガキ1枚(宛名欄に保護者の住所、氏名を記入)を添えて提出してください。

なお、応募者が募集人員に満たない幼稚園は、締め切り後も49年3月23日まで受け付けます。

夜間学級のこと

■夜間学級生をぼしゅうしていただきます

電91-3881 内線466

義務教育をおえていない人に市立八尾中学校内に夜間学級がもうけられています。ぼしゅうようりょうはつぎのとおりです。

☆資格 義務教育の年令をこえている人で大阪府下にすんでいるかはたらいている人

☆入学日 来年4月 ☆授業料 無料

☆授業 ごご5時40分から9時まで

☆受付 12月1日からです。

☆申し込み 八尾市教育委員会総務課

消費問題のこと

■八尾市消費者相談所を開設しました

電22-6185

欠かん商品を買わされたり、商品の量目不足を経験したことはありませんか。消費者をとりまくいろいろな苦情を処理し、安心して買い物ができるよう市では、このほど消費者相談所を開設しました。

☆相談日 毎週月、水、金曜日 午後1時～3時まで ☆ところ 市立婦人会館

消費者相談員がご相談に応じますので、どしどしご利用ください。

■消費者講演会を催します

電91-3881 内線323

市と八尾市消費問題研究会では、物価の値上がりで家計のやりくりが苦しんでおられる消費者のみなさんのために、講演会を行いますのでふるってご参加ください。

☆とき 12月17日(月)午後1時～3時

☆ところ 八尾商工会議所

☆講師 毎日新聞社経済部副部長 能見宗利氏 「日本経済と物価の動向」について

年末年始のこと

■収税課、保険課では次の日曜日も納税を受け付けます

電91-3881 内線261(収税課) 356(保険課)

収税課、保険課では、12月を「市税完納促進月間」として、市税の納期内納付を呼びかけています。もし、何かの都合で税金を滞納しておられるかたがありましたら、ぜひ年内に完納してください。

☆収税課では、12月8日、15日、22日の各土曜日午後5時までと16日の日曜日午前9時～午後5時をふだん留守がちで納付できない方のためにあて、納税の受付、相談などの事務を取り扱いますのでぜひご利用ください。

☆保険課では、国民健康保険税第5期分完全納付のため、16日、23日(午前9時～午後5時)の日曜日に市役所2階保険課で窓口をひらきますのでご利用ください。なお、保険税は期限内に市保険課、各出張所、もよりの金融機関でお納めください。

■体育館行事は次のとおりです

電23-5101

☆一般・婦人スポーツ教室 年末は12月20日(木)まで 年始は1月24日(木)から

☆母と子の体操教室 年末は12月18日(火)まで 年始は1月22日(火)から

なお、体育館の体育行事は、12月24日から1月18日まで休止します。

人事のこと

■府警で警察官を募集しています

電06-943-1234 内線2174

府警本部では次のとおり警察官を募集しています。

☆受験資格 学校教育法の大学卒(米春卒業見込み)または、高校卒業程度の学力を有する(米春短大・高校卒業見込みを含む)人で、昭和21年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子

☆選考 49年1月27日(日)28日(月)府警察学校現任教養部(関目校)で

☆申し込み 12月14日(金)から49年1月19日(土)までに、東区大手前之町 大阪府警本部警務課採用係まで

☆給与 大学卒約73,700円 高校卒 約62,800円～67,600円





やお市政だより

第494号

4

昭和48年12月5日

市の話題



●おじさんたち、いつもごくろうさま

—山本南、桂保育所保育児らが勤労感謝のプレゼント—

23日の勤労感謝の日を前にした22日、山本南保育所の2歳児、3歳児50名が近鉄山本駅と駅下の派出所などを訪れ、色紙でつくった首かざりと3歳児が描いた『ぼくたちの絵、わたしたちの絵』の画集を贈り、日頃の労苦をねぎらいました。

また、西郡地区の桂、桂南、西郡の3保育所保育児代表 260名が日頃お世話になっている幸生診療所、桂解放会館などを訪れ、花束

をり、お礼をのべました。このほか八尾幼は市役所を訪れ市長や教育長に、安中保育所は市立廃棄物破砕工場を訪れ職員一同に花束やねぎらいの言葉を贈りました。

【写真】(上) 近鉄山本駅の助役さんに首かざりをつける山本南保育所の保育児 (下) 幸生診療所の先生に花束を贈る桂保育所の保育児代表



●秋晴れの下、第15回史跡めぐりを開催

秋晴れの11月18日、約150名の市民が参加してハイキングをかねた『第15回史跡めぐり』が行われました。

これは市民憲章『文化財をたいせつにしましょう』の実践の一つとして昭和41年3月から行われているものです。

午前9時に中高安小学校を出発。鏡塚、心合寺山古墳、愛宕塚、玉祖神社、東大阪郷土博物館、瓢箪山福荷など約10kmのコースを歩き郷土の歴史を訪ねました。

●小倉さんが全国身障者スポーツ大会で準優勝

10月27日、28日の両日千葉県で行われた第9回全国身体障害者スポーツ大会で、府代表(府下から12名選出)として出場した小倉一郎さん(27歳、八尾木)が、走り幅とびの部門で見事準優勝の栄冠を獲得しました。

このスポーツ大会に八尾市から1表を送ったのは今回で2回目ですが、入賞したのは今回の小倉さんが初めてです。

11月16日、八尾市身体障害者福祉会の近藤会長らにつきそわれた小倉さんは市役所を訪れ、大橋市長に準優勝したことを報告しました。



しあわせを築く道 部落解放とわたしたち——12

今回は副読本にんげん(中学生用)より『基本的人権の確立と部落解放運動(末川博)』を抜粋しました。

■基本的人権の確立と部落解放運動

憲法の基本的な理念、スジガネともいえるべきものは、平和、民主、基本的人権の保障、この三つの柱である。しかも、この三つのことから、べつべつに切りはなして考えることはできない。

わたしたちは、あの戦争でいじめられつくしてきた。だから憲法が制定され、戦争放棄が規定されることを知ったときには、国民はみな心から喜んだものである。わたしも、憲法を手にして、前文や「戦争放棄」の条文を読んだときの感銘を忘れることができない。

しかし、考えなくてはならないのは、戦争がなく平和でさえあればけっこうだとはいえない。たとえば、徳川時代には、長いあいだ戦争らしい戦争はなかった。だから、徳川三百年は平和でけっこうだったということになるかといえば、だれも、いま徳川時代の再

現を望むものはないであろう。人間のあいだの士、農、工、商、「えた」・「ひにん」というような身分制度は、この時代につくられたのである。「上見れば及ばぬことの多かりき、下見て暮らせ傘の下」などと教えて、人間を貴賤、上下のタテの関係でしぼりあげ、人間を人間としてあつかわなかったのである。だから、平和だったといって、もう一度徳川時代にもどるわけにはいかない。

人間は、人間として尊敬されなくてはならない。上下のタテの関係でなく、横にならんで、自分も人間、さみも人間、彼も人間という社会を、われわれはつねにねがっている。

そこに、民主主義の根本がある。こうした社会でなくては、ほんとうの平和はこない。すなわち、平和と民主とは表裏の関係にある。

人間としての自由と権利——基本的人権が保障されなくては、平和も民主もないのである。とくに、部落解放運動は、基本的人権の思想をいちは考えられない。もっとも、基本的人権は、いろいろな権利がふくまれている。まず第一は人間は平等にとりあつかわれ

なくては尊重されたとはいえない。その意味において平等権がある。第二は、精神的に他から拘束を受けずに生きていく権利があること、つまり、思想、信条、宗教などの自由、自分の良心にしたがって行動することができる自由、さらに学問の自由が保障されている。

第三には肉体的な自由の保障がある。戦前のように、警官がかってに身柄を拘束するようなことは許されないし、公正な裁判を受ける権利も保障されている。第四は、国民が健康で文化的な生活を営む生活上の権利をもっていることである。そして、職業選択の自由、居住や移転の自由なども保障されている。第五は、労働者は団結することができ、団体交渉をすることができるなど、労働につながる権利が保障されていることである。

部落解放運動のめざしているところは、右の人権の中にいくつもある。わけでも、第十四条には、社会的身分または門地によるいっさいの差別が許されないことが示されている。

部落解放運動は、これら国民の基本的人権

の保障を基礎にして、民主的な政治や経済を要求し、平和を求めて、完全解放をめざさなくてはならないのである。

ところで、ここで忘れてならないことは、このように憲法で保障されている自由と人権は、上から、恩恵として与えられたものではないということである。それは、労働運動、農民運動などについてもいえることであるが、とくに部落解放運動では、ほとんど無権利ともいえる状態のなかから出発して今日に至っているのである。部落の人びとは、解放を求めて団結し、水平社という組織をつくってたたかなくてはならなかった。近代社会が当然保障しなくてはならない労働の機会均等、居住の自由、教育の機会均等を要求して勇敢にたたかなくてはならなかった。そして平和についても、日本の民主的な諸組織が弾圧されたなかで、最後までたたかい続けたのが水平社であった。そういう自由獲得の努力が、今日の基本的人権となり、その保障となっていることを、わたしは知っている。今後の部落解放運動は、このような伝統をふまえてさらに前進しなければならない。